

# 共同研究契約書(例)

学校法人自治医科大学(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)は、次のとおり共同研究に関する契約を締結する。

## (共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の研究(以下「共同研究」という。)を共同で実施する。

- (1) 共同研究の題目：
- (2) 共同研究の目的：
- (3) 共同研究の内容：

## (実施場所)

第2条 共同研究の実施場所は、次のとおりとする。

- 1
- 2

## (研究担当責任者)

第3条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる者を研究担当責任者とする。

甲 所属	職名	氏名
乙 所属	職名	氏名

## (研究期間)

第4条 共同研究の実施期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

## (共同研究費の負担)

第5条 乙は、共同研究に要する経費として、総額 円(内訳:研究費 円、管理経費(研究費の20%) 円)を甲の請求に基づき支払期限までに支払わなければならない。

2 前項の研究経費の経理は甲が行う。

## (研究成果の公表)

第6条 甲及び乙は、共同研究終了後、研究成果を公表する。ただし、公表しようとする場合、事前に相手方の了解を得るものとする。

## (秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、共同研究の実施に伴い相手方より知得した業務上の秘密について、相手方の了解なしに第三者に漏らしてはならない。

## (研究結果の報告)

第8条 甲及び乙は、共同研究が終了したとき(研究を中止したときも含む)は、双方協力して、研究成果について報告書を作成するものとする。

2 前項の報告書は2部作成し、甲及び乙がそれぞれ保管するものとする。

(知的財産権の帰属)

第9条 共同研究の結果生じた発明等に係る知的財産権は、甲及び乙の共有とし、その持分比は、当該発明等に対する貢献度に応じて、甲乙協議のうえ決定する。

(購入物品の所有権)

第10条 共同研究費により購入した設備、物品等の所有権は、甲に帰属するものとする。

(契約の変更)

第11条 甲乙いずれか一方において止むを得ない事由が生じたときは、甲乙協議のうえ、この契約を変更することができるものとする。

(契約の有効期間)

第12条 この契約の有効期間は、第4条に定める研究期間とする。

2 この契約の終了後も、第6条及び第7条は3年間、第9条は対象事項が存在する限り有効に存続する。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の解釈に疑義が生じた事項については、必要に応じその都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 栃木県下野市薬師寺3311-1  
学校法人 自治医科大学  
理事長 大石 利雄 印

乙 (住所)  
(氏名) 印